

○北本市住宅等リフォーム工事資金補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内業者を利用して住宅等のリフォーム工事を行う者に対し、予算の範囲内において住宅等リフォーム工事資金補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、既存住宅の継続的な活用を促進し、空き家の発生を抑制するとともに、地域経済の活性化及び雇用の創出を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住の用に供する一戸建ての建築物をいう。
- (2) 併用住宅 個人住宅部分及び非個人住宅（店舗、事務所等をいう。）部分がある一戸建ての建築物をいう。
- (3) 分譲マンション 一棟を一戸ごとに区分して販売された建築物で、2以上の区分所有者が存し、居住の用に供する独立した専有部分及びその共用部分をいう。
- (4) 住宅等 住宅、併用住宅及び分譲マンションをいう。
- (5) 市内業者 市内に本社等を有する法人又は市内に住所を有する個人であって、住宅等の改修工事又は建築設備工事を行う業者をいう。

(補助対象住宅等)

第3条 補助の対象となる住宅等（以下「補助対象住宅等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 個人が所有している住宅等であること。
- (2) 築10年以上経過している住宅等であって、昭和56年6月1日以降の建築確認（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認をいう。以下同じ。）に基づき着工された建築物又は昭和56年5月31日以前の建築確認に基づき着工された建築物であって地震に対して安全な構造であると市長が認めるもの（補助金の対象となるリフォーム工事（以下「補助対象工事」という。）において地震に対して安全な構造であると市長が認めるものとしたものを含む。）であること。
- (3) 不動産登記簿に登記されている住宅等であること。
- (4) 建築基準法、北本市開発行為等の指導に関する要綱（平成15年告示第220号）その他の法令等に違反していない住宅等であること。

(5) この告示に基づく補助金の交付を受けた住宅等でないこと。

(補助対象工事)

第4条 補助対象工事は、市内業者が行う、補助対象工事に要する費用（設計費及び法令に基づく申請等に係る手数料並びに消費税及び地方消費税を除くものとする。）が20万円以上の工事（併用住宅にあつては個人住宅部分に係る工事（屋根、外壁その他の建物全体に係る補助対象工事にあつては、当該補助対象工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を除く。）に改修後の個人住宅部分の床面積（第2号に該当する工事を施工した場合は、当該工事部分の床面積も含む。）を当該併用住宅の延べ床面積で除して得た数値を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）が20万円以上の工事に限る。）、分譲マンションにあつては専有部分に係る工事）であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 居住の用に供する部分に係るリフォーム工事であつて、市長が認める工事
- (2) 補助対象住宅等を、高齢者等の憩いの場、子ども食堂その他地域住民の交流拠点の用に供するための施設にするリフォーム工事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める工事

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる工事のうち本市で実施している他の補助金制度等の対象となる工事は、補助対象工事としない。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象住宅等に現に居住している者であること。
- (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (3) 市税を滞納していない者であること。
- (4) 過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けた者でないこと。

2 補助対象者（補助対象住宅等の所有者であつて共有者がいるもの又は補助対象住宅等の所有者以外の者であつて当該補助対象住宅等に居住しているものに限る。）は、補助対象工事を施工したことについて所有者（所有者が複数いる場合にあっては、その全員）の同意を得ていなければならない。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 補助対象者が別居していた親世帯（義親及び継親を含む。以下同じ。）又は子世帯（義子及び継子を含む。以下同じ。）と補助対象住宅等で同居した場合 補助対象工事に要した額の100分の5に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）又は15万円のいずれか少ない額
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 補助対象工事に要した額の100分の5に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）又は10万円のいずれか少ない額

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事の完了から90日以内に、北本市住宅等リフォーム工事資金補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請日以前30日以内に発行された市税の完納証明書
- (2) 補助対象工事を行う住宅等の建物登記事項証明書
- (3) 補助対象工事の内容（当該工事において地震に対して安全な構造であると市長が認めるものとした場合は、その内容を含む。）が分かる見積書等の写し
- (4) 補助対象工事の請負契約書等の写し
- (5) 補助対象工事の領収書の写し又はこれに代わるもの
- (6) 着工前及び工事完了後の補助対象工事箇所（当該工事において地震に対して安全な構造であると市長が認めるものとした場合は、その箇所を含む。）の写真
- (7) 共有者の同意書（様式第2号）（申請者が補助対象住宅等の所有者であって共有者がいる場合に限る。）
- (8) 事業計画書（様式第3号）（第4条第1項第2号に規定する工事をした場合に限る。）
- (9) 住宅等の所有者の同意書（様式第4号）及び申請日以前30日以内に発行された申請者の住民票の写し（申請者が補助対象住宅等の所有者以外の者である場合に限る。）
- (10) 申請日以前30日以内に発行された親世帯又は子世帯との関係を証明することができる戸籍謄本並びに申請者及び親世帯又は子世帯の世帯全員の住民票の写し（前条第1号の補助金を受ける者に限る。）
- (11) 補助対象建築物が地震に対して安全な構造であると市長が認めるものであることを証する書類（昭和56年5月31日以前の建築確認に基づき着工された建築物であって、地震に対して安全な構造であると市長が認めるものである場合に限る。）

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、市の広報紙又はホームページにおいて、補助金交付事業の事例として紹介されることについて了承しなければならない。

3 前項の了承について、第5条第2項に該当する者は、あらかじめ所有者の同意を得なければならない。

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、速やかに交付の可否を決定し、当該申請をした者に北本市住宅等リフォーム工事資金補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）を通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が補助金の交付決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、北本市住宅等リフォーム工事資金補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(権利譲渡の禁止)

第11条 交付決定者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(報告等)

第12条 市長は、必要と認めるときは、補助対象工事について報告を求め、又は現地調査を実施することができる。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。